

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安那福社会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において、役員等とは、役員及び評議員をいう。

3 この規程において、常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

4 この規程において、役員等の区分とは、理事長、常勤の理事、非常勤の理事、非常勤の監事及び非常勤の評議員の別をいう。

5 この規程において報酬等とは、報酬及び退職慰労金をいう。

(役員等の報酬等の年度総額)

第3条 定款第24条に規定する法人の役員に支給する報酬等の年度支給総額は、別表1の区分ごとに定める額とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、職務執行の対価として、勤務形態及び役員等の区分に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事長及び常勤の理事については、報酬及び退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤の理事、非常勤の監事及び非常勤の評議員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金は支給しないものとする。

2 理事長及び常勤の理事に対する退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(理事長及び常勤の理事の報酬等の算定方法)

第5条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 退職慰労金については、在任年数1年につき別表3に定める算式により算出される額

- (3) 通勤手当については、職員給与規程第18条の規定に準じる額
- 2 退職慰労金の在任年数は、当初就任日より起算して20年を上限とする。

(退職慰労金の支給方法)

第6条 退職慰労金は最終退任時に合算して支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第7条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給時期)

第9条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条第1項に準じた日)
 - (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

別表1 報酬等の年度支給総額

区 分	金 額
報酬	16,000,000円
退職慰労金	24,000,000円

別表2 報酬

区 分	報酬の額
理事長	月額 750,000円以内
常勤の理事	月額 500,000円以内

① 具体的な報酬金額については、勤務の状況により、理事会において決定する。

別表3 退職慰労金の算定式

在任年数1年あたりの金額×在任年数×係数

在任年数1年あたりの金額

区 分	金 額
理事長	600,000円
常勤の理事	400,000円

① 在任年数は1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

係数

区 分	係 数
理事長	2.0
常勤の理事	1.5

別表4 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円